

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース QST版

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## 梅香町住宅の廃止後の取扱い、新型コロナウイルス感染症 対策のため就業禁止を命じられた職員の給与の取扱い

3月13日(金)にQSTから労組に「梅香町住宅の廃止後の取扱い」「新型コロナウイルス感染症対策のため就業禁止を命じられた職員の給与の取扱い」について情報提供を受けました。その後、原研労組からQSTに質問書を3月23日(月)送付し、4月2日にQSTから回答がありました。内容をご報告いたします。

\*\*\*\*\*

### ○梅香町住宅の廃止後の取扱い

#### ◎QST 情報提供内容 (別添参照)

令和 2 年 3 月 13 日  
量子科学技術研究開発機構

#### 梅香町住宅 の廃止後の取扱いについて

#### 【現況】

梅香町住宅 (昭和33年設置。築61年)

入居者0世帯 (既に入居していた全世帯は他の宿舎へ転済)

#### 【検討 結果】

以下の理由から、梅香町 住宅跡地については、土地の不用決定を行い売却手続きを進めることとする。

- ・茨城地区における保有宿舎の状況や考え得る方策を総合的に検討した結果、梅香町住宅跡地に新たな宿舎の建設は行なわない。
- ・跡地のその他利活用 (事務所の設置、駐車場経営等) についても、有効な活用方策が見出せず、跡地の有効活用は困難である。

#### 【今後の 予定】

令和2年度から土地の売却手続きに向けた作業を開始する。

#### 【別添資料】

- ・梅香町住宅の所在地
- ・梅香町住宅の現状

## ◎質問内容（3月23日）

- ① 梅香住宅の売却益についてはどのように取り扱われるのでしょうか？国庫返納でしょうか？それとも運営経費に充てることができるのでしょうか？また、どの程度の金額で売却できると見込んでいるのでしょうか？
- ② 近年は宿舍の廃止が多い様に見受けられますが、今後の職員の住宅関連に関してはどのような方向性をお考えなのでしょうか？（機構住宅の整備・運営、借り上げ宿舍の活用、アパート等の家賃補助、持ち家支援）

## ◎QST 回答（4月2日）

- ①梅香町住宅の売却額について、これから現状有姿売却か更地化後売却かを検討し、売却条件等を決定しますので、現時点での売却額は不明です。売却額が発生した場合は、国庫返納となる見込みです。
- ②現在保有している宿舍は築年数が古く、老朽化が進んでいるのが現状です。今後については各地区における住宅事情や予算状況などを総合的に勘案し運用していくこととなります。

## ○新型コロナウイルス感染症対策のため就業禁止を命じられた職員の給与の取扱い

### ◎QST 情報提供内容（別添参照）

新型コロナウイルス感染症対策のため就業禁止を命じられた  
職員の給与の取扱いについて

令和2年3月9日

令01人（通達）第13号

（目的）

第1条 この通達は、新型コロナウイルス感染症対策のため就業禁止を命じられた職員の給与の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この通達は、次の各号のいずれかの適用を受ける職員に対して適用する。

- （1）定年制職員就業規程（28（規程）第6号）
- （2）任期制常勤職員就業規程（28（規程）第7号）
- （3）任期制非常勤職員就業規程（28（規程）第8号）

(4) 任期制業務補助員就業規程（28（規程）第9号）

(5) 臨時用員就業規程（28（規程）第11号）

（給与の取扱い）

第3条 新型コロナウイルス感染症対策のため就業禁止を命じられた職員には、その就業禁止を命じられた期間を勤務したものととして給与を支給するものとする。

附 則

この通達は、令和2年3月9日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

### ◎質問内容（3月23日）

- ①新型コロナウイルス対策のため、就業禁止の期間分の給与を支給するとのことですが、実際の運用はどのように行うのでしょうか？
- QST が雇用している全ての人を対象に含まれていると考えてよろしいのでしょうか？
  - これまでの感染症などへ対応する制度との違いはなんのでしょうか？制度・規則等の変更ではなく、通達でハッキリと「給与面でのコロナウイルス対策」について明示をするという意味でしょうか？
  - 非常勤の場合はどのように期間、勤務日が決まるのでしょうか？
  - 就業禁止とは職場に出てこなければ、給与は支給されるのでしょうか？自宅待機をしていなかったら支給なしとなるのでしょうか？
  - 政府の補助などとは無関係と考えてよろしいのでしょうか？  
給与の取り扱いに関する通達になっていますが、勤務管理としてコロナ対応で就業禁止となり出勤しなかった日はどのように取り扱われるのでしょうか。「出勤とみならず」のか「欠勤」のどちらでしょうか？

### ◎QST 回答（4月2日）

（通達）新型コロナウイルスに対する給与の取扱いについて

- 就業禁止中の給与支給対象者は QST と雇用関係がある者すべてを対象としております。
- 就業規程にて就業禁止の規定は定めているのですが、その際の給与の扱いについては給与規程等に規定されていないため、今回の通達を定めたものとなります。今後新たな感染症が発生した場合については、その都度検討し必要に応じ同様の通達を制定することを想定しています。
- 非常勤職員については、雇用契約書等で定められている勤務日のみが対象となります。

- 新型コロナウイルスへの罹患等にて就業禁止となった場合については、出勤とみなす（給与支給あり）こととなります。
- 就業禁止のうえ自宅待機を命ずるものとなりますので、場合によっては給与の支給なしとなることもあります。
- 職員の家族や同居人がコロナウイルスに罹患したと確定診断が出た場合については、当該職員を就業禁止（給与あり）と扱うこととしております。
- 今回の対応は QST としての対応となりますので、政府の補助とは関係ないものとなります。

（参考）定年制職員就業規程（28（規程）第6号）〈抜粋〉

（就業の禁止）

第56条 職員が次の各号の一に該当するときは、就業禁止を命ずることがある。

（1）精神疾患にかかり、就業させることが不相当と認められるとき

（2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症若しくは伝染の危険がある結核性疾患（以下、「伝染病」という。）にかかったとき又はその疑いがあるとき

（3）就業すると病勢の増進するおそれのあるとき

2 同居者若しくは近隣の者が伝染病にかかり、又はその疑いがあり、かつ、職員の衛生上必要があると認めるときは、職員に就業禁止を命ずることがある。ただし、その間は出勤として取り扱う。

以上